

## 処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 健康福祉部福祉課

法令名	社会福祉法	法令番号	昭和 26 年法律第 45 号			
手続名	改善勧告に従わなかった場合における措置命令	根拠条項	第 56 条第 6 項			
処分基準	<p>措置命令は、法第 56 条第 4 項の規定による改善勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかった場合に、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>当該勧告に係る措置をとらなかったか否かについては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成 12 年 12 月 1 日付け障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査基準</li> <li>2 平成 12 年 12 月 1 日付け障企第 59 号・社援企第 35 号・老計第 52 号・児企第 33 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査要領</li> <li>3 平成 29 年 4 月 27 日付け児企発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」</li> </ol> <p>を指針として判断する。</p>					
対応区分	1 聴聞の実施 弁明の機会の付与	処理 機関	福祉課	交付 機関	福祉課	目次